

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について（告示）
に関するパブリックコメントの募集について

平成28年1月29日
＜問い合わせ先＞
国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線24756）

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、国土交通省は、建築物の安全性確保や国民の不安払拭を図る観点から、平成27年10月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会（委員長：深尾精一 首都大学東京名誉教授）」を設置し、再発防止策等について専門的見地から検討いただき、12月25日に中間とりまとめを提出いただいたところです。

中間とりまとめにおいては、

- ・国土交通省において、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールを作成し、提示すること
- ・基礎ぐい工事に携わる会員企業の多い建設業団体等においては、国土交通省が示す一般的施工ルールに準拠し、現場に即した自主ルールを速やかに策定すること

等が再発防止策として提言されております。

今般、上記提言を受け、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置を定めた告示を定めることといたしました。つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

- ・「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について（告示）」案

2. 意見募集期限

平成28年2月27日（土）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(2) F A Xの場合

F A X 番号 : 03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について(告示)案に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について（告示）
案に関する意見」

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)
土地・建設産業局建設業課（内線24756）